

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	鹿角市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kazuno.akita.jp/gyosei/index.html

執行機関名 鹿角市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱(平成21年鹿角市訓令第55号)による子育て家庭の経済的負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鹿角市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年鹿角市条例第32号)別表第1 第4の項 鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱(平成21年鹿角市訓令第55号)による子育て家庭の経済的負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが <u>健やかに成長することができる社会の実現に寄与</u> することを目的とする。	第1条 この要綱は、社会全体で子育てを支えていくとの考えのもと、生活基盤の弱い世帯が安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、保育園、幼稚園及び認定こども園等に <u>伴う子育て家庭の経済的負担を軽減するすこやか子育て支援事業の実施</u> に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱(平成21年鹿角市訓令第55号) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号) 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 平成27年3月31日付府政共生第347号内閣府政策統括官他通知 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(平成27年鹿角市条例第8号) 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める規則(平成27年鹿角市規則第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱 第4条 第5条
②事務の内容	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱に基づく利用者負担額の助成に係る事実についての審査及び認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱 第4条 第5条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第13条第1項 第43条第1項 子ども子育て支援法 第27条第3項第2号 第28条第2項各号 第29条第3項第2号 第30条第2項各号 平成27年3月31日付府政共生第347号内閣府政策統括官他通知 第二 1. (1)(2)(3)の表 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 第3条 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める規則 第2条 第5条 別表第1 別表第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る申請者又は申請者と生計を同じくする世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二省令 59 条 の2 項 1 号 ハ	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱 第4条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第13条第1項 第43条第1項 子ども子育て支援法 第27条第3項第2号 第28条第2項各号 第29条第3項第2号 第30条第2項各号 平成27年3月31日付府政共生第347号内閣府政策統括官他通知 第二 1. (1)(2)(3)の表 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 第3条 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める規則 第2条 第5条 別表第1 別表第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る申請者又は申請者と生計を同じくする世帯に属する者に係る住民票関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二省令 59 条 の2 項 1 号 チ	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱 第4条 第5条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第13条第1項 第43条第1項 子ども子育て支援法 第27条第3項第2号 第28条第2項各号 第29条第3項第2号 第30条第2項各号 平成27年3月31日付府政共生第347号内閣府政策統括官他通知 第二 1. (1)(2)(3)の表 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 第3条 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める規則 第2条 第5条 別表第1 別表第2
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る申請者又は申請者と生計を同じくする世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱 第4条 第5条
②事務の内容	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十三条第一項の支給認定の <u>変更に関する事務</u>	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱に基づく助成対象者の住所等 <u>変更に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号 ロ	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱 第4条 第5条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第13条第1項 第43条第1項 子ども子育て支援法 第27条第3項第2号 第28条第2項各号 第29条第3項第2号 第30条第2項各号 平成27年3月31日付府政共生第347号内閣府政策統括官他通知 第二 1. (1)(2)(3)の表 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 第3条 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める規則 第2条 第5条 別表第1 別表第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る申請者又は申請者と生計を同じくする世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号 ハ	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱 第4条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第13条第1項 第43条第1項 子ども子育て支援法 第27条第3項第2号 第28条第2項各号 第29条第3項第2号 第30条第2項各号 平成27年3月31日付府政共生第347号内閣府政策統括官他通知 第二 1. (1)(2)(3)の表 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 第3条 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める規則 第2条 第5条 別表第1 別表第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る申請者又は申請者と生計を同じくする世帯に属する者に係る住民票関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号 チ	鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱 第4条 第5条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第13条第1項 第43条第1項 子ども子育て支援法 第27条第3項第2号 第28条第2項各号 第29条第3項第2号 第30条第2項各号 平成27年3月31日付府政共生第347号内閣府政策統括官他通知 第二 1. (1)(2)(3)の表 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 第3条 鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める規則 第2条 第5条 別表第1 別表第2
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る申請者又は申請者と生計を同じくする世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
備考		